

## 県産品愛用推進指定店「長崎県産酒取扱店舗」認定要領

### (目的)

第1条 長崎県は、長崎県産の清酒及び本格焼酎等（以下、県産酒という。）の愛用を推進するため、「長崎県産酒取扱店舗」を認定する。

### (定義)

第2条 この要領において「県産酒」とは、清酒、焼酎、ビール、ワインその他県内で製造される酒類をいう。

### (対象)

第3条 長崎県内に所在し、県産酒を常時提供しているホテル・旅館・レストラン、料理店等（以下、飲食店等という。）の店舗とする。

### (認定要件)

第4条 認定要件は、次のとおりとする。

- (1) 常時3種類以上の県産酒を提供できること。
- (2) 県が配布するPR資材を店内の見えやすい箇所に掲示できること。
- (3) 県が実施する県産品愛用推進のキャンペーン等に協力すること。
- (4) 食品衛生法など、関係法令を遵守していること。
- (5) 店舗の所在地や電話番号等の店舗情報を、県のホームページや広報媒体で公表することに対して承諾すること。
- (6) 反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいう。以下同じ。）に該当せず、以下の各号の一にでも該当する関係を有しないこと。
  - ア 反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき
  - イ 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
  - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用したと認められるとき
  - エ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
  - オ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

### (申請方法)

第5条 申請は、県産品愛用推進指定店「長崎県産酒取扱店舗」登録申込書（様式第1号）以下、申込書という。）又は長崎県のWEBアンケート・申込システムから店舗ごとに申し込むものとする。

### (認定通知)

第6条 県は、申請の内容を確認し、第4条の規定に適合すると認めるときは、申請者に対し認定通知書（様式第2号）により通知するとともに、県産品愛用推進指定店「長崎県産酒取扱店舗」PR資材を無料で配布する。

(認定の取消)

第7条 県は、認定した飲食店等が第4条第1号から第5号に定める要件を満たしていないと判断した場合、認定を取り消すことができる。

2 県は、認定した飲食店等が第4条第6号に該当すると判断した場合、認定を取り消すものとする。

3 その他、認定した飲食店等が閉店している事実が確認できた場合などに限り、県は認定を取り消すことができる。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和3年5月20日から施行する。

この要領は、令和3年9月1日から施行する。